



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年7月21日（火）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技 術 検 査 課	建 設 業 企 画 監	中 島	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734
出 納 管 理 課	用 度 係	伊 藤	内線 8021 直通 058-272-8715 FAX 058-278-2787

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

（株）福電事業が請け負った岐阜県可児市内の工事現場において、令和7年4月30日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に虚偽の報告をしたことについて、同社及び同社役員が、令和8年4月9日に御嵩簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第6号並びに「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第2第1項及び別表第2第5号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

（株）福電事業（本店：美濃加茂市）

4 停止期間

令和8年7月22日から令和8年9月21日まで（2カ月）

5 参 考

- 「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1カ月以上9カ月以内

○岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領
(抜粋)

(入札参加資格停止)

第2 知事は、有資格業者が別表第1及び第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について個別の入札に参加できないようにする措置（以下「入札参加資格停止」という。）を行うものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1カ月以上9カ月以内